

県南広域振興局長告示第 10 号

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

平成 18 年 4 月 11 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及 び所在地	生産事業の廃止 年月日
		種 穂		苗 木			
		採 取	精 選	幼苗の 育成	幼苗以外の 苗木の育成		
岩 手 千 17	菅 原 静 一関市千厩 町清田字大金山 113 番地 2			○	○		平成 18 年 3 月 25 日